

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次 ページ

告 示

○道営土地改良事業計画の決定.....	(土地改良指導課)	21
○道営土地改良事業変更計画の決定.....	(土地改良指導課)	21
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定.....	(土地改良指導課)	21
○土地改良事業の計画変更の協議の適否の決定.....	(土地改良指導課)	21
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....	(治山課)	22
○基本測量の実施の通知.....	(建設部総務課)	22
○基本測量の終了の通知.....	(建設部総務課)	22
○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の開始.....	(道路計画課)	22
○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可.....	(砂防災害課)	23
○都市計画の変更の案の縦覧.....	(都市計画課)	25
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可.....	(都市環境課)	26

公 告

○公募型プロポーザルの実施.....	(政策室参事)	26
○管理美容師の資格認定講習会の指定.....	(食品衛生課)	27
○管理美容師の資格認定講習会の指定.....	(食品衛生課)	27
○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定.....	(食品衛生課)	28

支 庁 告 示

○一般競争入札の資格に関する公示.....	28
○一般競争入札の実施.....	29

道教育庁実習船管理局告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	30
----------------------	----

道選挙管理委員会告示

○衆議院小選挙区選出議員補欠選挙事由の発生の告示.....	31
-------------------------------	----

道内水面漁場管理委員会指示

○15内水面指示第2号.....	31
------------------	----

告 示

北海道告示第829号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成15年5月7日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年5月6日

北海道知事 高橋 はるみ

地 区 名	事 業 的 種 類	縦 覧 場 所
本 幸	畑地帯総合整備 [担い手支援型] (農業用排水、暗きよ、土層改良)	北海道上川支庁
朝 日	水田農業振興緊急整備 (区画整理、客土、暗きよ、農地保全)	同

北海道告示第830号

道営土地改良（遠別地区中山間地域総合整備（農業用排水、農道、暗きよ））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道留萌支庁に備え置いて、平成15年5月7日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年5月6日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第831号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、大樹町の行う土地改良（大和地区基盤整備促進 [基盤整備]（農業用排水））事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成15年5月7日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年5月6日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第832号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、豊頃町の行う土地改良（十弗西地区基盤整備促進 [基盤整備]（農道））事業の土地改良事業計画の変更の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成15年5月7日から20日間、一般の縦覧に供する。

「道民カレッジ」は、豊かな地域づくりに向けて道民の自主的な生涯学習を応援します。

平成15年5月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第833号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年5月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 紋別郡滝上町字シラトリマツブ1374の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び滝上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第834号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年5月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 作業種類 基本測量（超長基線測量）
- (2) 作業期間 平成15年5月1日から平成16年3月15日まで
- (3) 作業地域 新十津川町
- 2(1) 作業種類 基本測量（一等磁気測量）
- (2) 作業期間 平成15年5月19日から6月27日まで
- (3) 作業地域 赤井川村

北海道告示第835号

国土地理院長から、次のとおり基本測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による通知があった。

平成15年5月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 作業種類 基本測量（電子基準点測量）
- 2 作業期間 平成14年5月7日から平成15年3月31日まで
- 3 作業地域 札幌市、旭川市、稚内市、芦別市、紋別市、深川市、石狩市、当別町、新篠津村、木古内町、戸井町、島牧村、積丹町、赤井川村、東川町、南富良野町、朝日町、美深町、中川町、小平町、羽幌町、幌延町、中頓別町、津別町、斜里町、留辺蘂町、生田原町、白滝村、西興部村、日高町、門別町、浦河町、上士幌町、鹿追町、芽室町、幕別町、本別町、陸別町、浦幌町、浜中町、標茶町、別海町、中標津町及び標津町

北海道告示第836号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による町道の工事を次のとおり開始する。

平成15年5月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 路線名 長沼町道長沼新道線
- (2) 工事区間
 - ア 夕張郡長沼町1594番2地先から夕張郡長沼町54番10地先まで
 - イ 夕張郡長沼町3958番1地先から夕張郡長沼町769番94地先まで
 - ウ 夕張郡長沼町2980番2地先から夕張郡長沼町548番3地先まで
- (3) 工事の種類 改築
- (4) 工事開始の日 平成15年7月1日
- 2(1) 路線名 秩父別町道2条路線
- (2) 工事区間 雨竜郡秩父別町字秩父別2101番地64地先から雨竜郡秩父別町字秩父別1663番地3地先まで
- (3) 工事の種類 改築
- (4) 工事開始の日 平成15年5月13日

北海道告示第837号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成15年5月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) しゅん功認可の年月日 平成15年4月25日
- (2) しゅん功認可を受けた者
- ア 氏名又は名称 北海道
- イ 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目
- ウ 代表者の氏名 北海道知事 高橋はるみ
- (3) 埋立区域
- ア 位 置 厚岸郡浜中町渡散布172番、174番、175番、176番、178番1、179番1、181番及び183番地先の公有水面
- イ 区 域 次のK-1の地点からK-15の地点までを順次に結んだ線及びK-1の地点とK-15の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
- K-1の地点 散布（渡散布）漁港漁港原点（北緯43度01分55秒3979東経145度03分17秒2846、 $X = -107,204.510$ $Y = 65,575.830$ ）の地点から方向角78度42分04秒の方向330.70mの地点
- K-2の地点 K-1の地点から方向角227度17分43秒の方向45.12mの地点
- K-3の地点 K-2の地点から方向角137度20分14秒の方向20.61mの地点
- K-4の地点 K-3の地点から方向角227度13分27秒の方向26.01mの地点
- K-5の地点 K-4の地点から方向角137度19分28秒の方向43.01mの地点
- K-6の地点 K-5の地点から方向角227度23分13秒の方向17.57mの地点
- K-7の地点 K-6の地点から方向角317度17分35秒の方向111.25mの地点
- K-8の地点 K-7の地点から方向角69度54分33秒の方向15.00mの地点
- K-9の地点 K-8の地点から方向角61度19分53秒の方向10.30mの

- 地点
- K-10の地点 K-9の地点から方向角79度17分32秒の方向11.79mの地点
- K-11の地点 K-10の地点から方向角79度17分32秒の方向11.79mの地点
- K-12の地点 K-11の地点から方向角84度09分34秒の方向12.50mの地点
- K-13の地点 K-12の地点から方向角92度17分23秒の方向14.14mの地点
- K-14の地点 K-13の地点から方向角56度44分50秒の方向10.13mの地点
- K-15の地点 K-14の地点から方向角56度45分21秒の方向15.11mの地点
- ウ 面 積 3,900.55m²
- (4) 免許年月日及び番号 平成12年10月17日 砂防第47-13号指令
- (5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 浜中町
- 2(1) しゅん功認可の年月日 平成15年4月25日
- (2) しゅん功認可を受けた者
- ア 氏名又は名称 北海道
- イ 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目
- ウ 代表者の氏名 北海道知事 高橋はるみ
- (3) 埋立区域
- ア 位 置 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字老者舞2番1、2番2、2番3、2番4、2番5、2番6、2番7、2番8、2番9、2番10、2番11、2番12、2番13、2番14、2番15、2番21、2番25、2番45、2番46、2番47、4番4、4番15及び108番1地先の公有水面
- イ 区 域 次のK1の地点からK36の地点までを順次に結んだ線及びK1の地点とK36の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
- K1の地点 老者舞漁港漁港原点（ $X = -118,323.430$ 、 $Y = 38,428.819$ ）から方向角219度43分43秒の方向93.55mの地点

K 2の地点 K 1の地点から方向角103度46分52秒の方向7.90mの地点
 K 3の地点 K 2の地点から方向角69度10分52秒の方向12.14mの地点
 K 4の地点 K 3の地点から方向角62度45分44秒の方向13.25mの地点
 K 5の地点 K 4の地点から方向角55度47分50秒の方向14.94mの地点
 K 6の地点 K 5の地点から方向角98度04分37秒の方向10.05mの地点
 K 7の地点 K 6の地点から方向角114度32分09秒の方向10.17mの地点
 K 8の地点 K 7の地点から方向角71度59分19秒の方向11.76mの地点
 K 9の地点 K 8の地点から方向角106度04分05秒の方向10.00mの地点
 K10の地点 K 9の地点から方向角102度38分33秒の方向10.00mの地点
 K11の地点 K10の地点から方向角102度04分09秒の方向10.00mの地点
 K12の地点 K11の地点から方向角102度38分13秒の方向10.00mの地点
 K13の地点 K12の地点から方向角103度47分10秒の方向10.00mの地点
 K14の地点 K13の地点から方向角106度38分22秒の方向10.01mの地点
 K15の地点 K14の地点から方向角106度39分02秒の方向10.01mの地点
 K16の地点 K15の地点から方向角108度21分33秒の方向10.03mの地点
 K17の地点 K16の地点から方向角119度25分26秒の方向10.38mの地点
 K18の地点 K17の地点から方向角104度21分26秒の方向10.00mの地点
 K19の地点 K18の地点から方向角112度52分23秒の方向10.12mの地点

点
 K20の地点 K19の地点から方向角118度53分36秒の方向10.35mの地点
 K21の地点 K20の地点から方向角124度05分27秒の方向10.66mの地点
 K22の地点 K21の地点から方向角109度29分30秒の方向10.04mの地点
 K23の地点 K22の地点から方向角128度57分40秒の方向11.05mの地点
 K24の地点 K23の地点から方向角118度53分19秒の方向10.35mの地点
 K25の地点 K24の地点から方向角126度04分48秒の方向10.80mの地点
 K26の地点 K25の地点から方向角125度05分32秒の方向10.73mの地点
 K27の地点 K26の地点から方向角127度02分48秒の方向10.88mの地点
 K28の地点 K27の地点から方向角127度31分40秒の方向2.73mの地点
 K29の地点 K28の地点から方向角283度46分36秒の方向92.64mの地点
 K30の地点 K29の地点から方向角193度46分48秒の方向16.81mの地点
 K31の地点 K30の地点から方向角283度47分56秒の方向119.99mの地点
 K32の地点 K31の地点から方向角193度53分57秒の方向149.98mの地点
 K33の地点 K32の地点から方向角217度07分51秒の方向1.22mの地点
 K34の地点 K33の地点から方向角218度20分00秒の方向6.03mの地点
 K35の地点 K34の地点から方向角308度46分07秒の方向48.98mの地点
 K36の地点 K35の地点から方向角13度45分31秒の方向135.87mの地点

ウ 面 積	16,028.07m ²
(4) 免許年月日及び番号	平成11年7月9日 砂防第25 - 4号指令
(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名	釧路町
3(1) しゅん功認可の年月日	平成15年4月25日
(2) しゅん功認可を受けた者	
ア 氏名又は名称	北海道
イ 住 所	札幌市中央区北3条西6丁目
ウ 代表者の氏名	北海道知事 高橋はるみ
(3) 埋立区域	
ア 位 置	厚岸郡浜中町大字後静村字貫人3番2、3番6、3番8、109番及び110番地先の公有水面
イ 区 域	次の1の地点から23の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と23の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
1の地点	漁港原点1（北緯43度08分45秒0619、東経145度13分59秒9271（X = -94,410.079、Y = 79,973.002））から方向角64度04分30秒の方向172.58mの地点
2の地点	1の地点から方向角37度47分28秒の方向7.91mの地点
3の地点	2の地点から方向角345度48分50秒の方向26.98mの地点
4の地点	3の地点から方向角53度59分14秒の方向4.58mの地点
5の地点	4の地点から方向角93度30分13秒の方向12.07mの地点
6の地点	5の地点から方向角179度01分24秒の方向2.40mの地点
7の地点	6の地点から方向角140度08分05秒の方向8.70mの地点
8の地点	7の地点から方向角126度27分31秒の方向10.00mの地点
9の地点	8の地点から方向角124度43分53秒の方向10.01mの地点
10の地点	9の地点から方向角137度48分28秒の方向10.16mの地点
11の地点	10の地点から方向角128度10分23秒の方向9.99mの地点
12の地点	11の地点から方向角133度52分35秒の方向10.06mの地点
13の地点	12の地点から方向角107度51分46秒の方向9.12mの地点
14の地点	13の地点から方向角180度16分42秒の方向1.44mの地点
15の地点	14の地点から方向角223度07分20秒の方向0.51mの地点
16の地点	15の地点から方向角267度58分39秒の方向1.61mの地点
17の地点	16の地点から方向角193度19分18秒の方向6.02mの地点

18の地点	17の地点から方向角215度39分39秒の方向4.59mの地点		
19の地点	18の地点から方向角181度06分19秒の方向6.22mの地点		
20の地点	19の地点から方向角217度35分48秒の方向4.99mの地点		
21の地点	20の地点から方向角211度53分26秒の方向5.02mの地点		
22の地点	21の地点から方向角151度20分49秒の方向5.46mの地点		
23の地点	22の地点から方向角218度40分21秒の方向2.81mの地点		
ウ 面 積	2,337.16m ²		
(4) 免許年月日及び番号	平成8年10月14日 砂防第3101号指令		
(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名	浜中町		
北海道告示第838号			
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。			
なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。その提出先は、札幌市中央区北3条西6丁目（郵便番号060 - 8588）北海道建設部都市計画課とする。			
平成15年5月6日			
北海道知事 高橋はるみ			
1 都市計画の種類	道路		
2 都市計画を定める土地の区域			
種 別 名	起 点	終 点	主な経過地
自動車専用道路	1・3・2号 道央自動車道	札幌市白石区米里2条2丁目	北広島市大曲並木2丁目 札幌市厚別区上野幌3条1丁目
幹線街路	3・3・36号 月寒通	札幌市中央区南4条西10丁目	北広島市輪厚中央4丁目 札幌市豊平区月寒中央通10丁目
幹線街路	3・2・201号 中央通	北広島市富ヶ岡	北広島市高台町2丁目 北広島市若葉町2丁目
幹線街路	3・3・202号 北進通	北広島市南の里	北広島市共栄2丁目 北広島市栄町2丁目
幹線街路	3・3・203号 広葉通	北広島市広葉町4丁目	北広島市中の沢 北広島市広葉町3丁目
幹線街路	3・3・204号 共栄通	北広島市北の里	北広島市共栄 北広島市共栄

幹線街路	3・3・205号 高台通	北広島市白樺町1丁目	北広島市白樺町3丁目	北広島市白樺町2丁目
幹線街路	3・3・206号 広島本通	北広島市北の里	北広島市南の里	北広島市中央1丁目
幹線街路	3・4・207号 大曲通	北広島市大曲	北広島市中央3丁目	北広島市大曲光1丁目
幹線街路	3・4・209号 大曲中央通	北広島市大曲	北広島市大曲緑ヶ丘3丁目	北広島市大曲中央1丁目
幹線街路	3・4・210号 駅前通	北広島市中央6丁目	北広島市稲穂町東11丁目	北広島市中央5丁目
幹線街路	3・2・215号 東栄通	北広島市中の沢	北広島市富ヶ岡	北広島市中の沢
幹線街路	3・2・217号 西の里共栄通	北広島市虹ヶ丘1丁目	北広島市西の里東4丁目	北広島市西の里北1丁目
幹線街路	3・1・226号 羊ヶ丘通	北広島市大曲	北広島市輪厚	北広島市大曲
幹線街路	3・3・227号 厚別東通	北広島市虹ヶ丘7丁目	北広島市西の里	北広島市虹ヶ丘1丁目

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

- 3 縦覧場所 北海道建設部都市計画課、札幌市企画調整局総合交通対策部道路計画課及び北広島市企画財政部都市計画課

北海道告示第839号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。

平成15年5月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- | | |
|-----------|-------------------------|
| 1 組合の名称 | 新十津川町文京土地区画整理組合 |
| 2 事務所の所在地 | 樺戸郡新十津川町字中央17番地7 |
| 3 事業施行期間 | 平成9年3月21日から平成17年3月31日まで |
| 4 施行地区 | 樺戸郡新十津川町字中央及び弥生 |
| 5 設立認可年月日 | 平成9年3月12日 |
| 6 変更の内容 | 設計の概要及び資金計画の変更 |
| 7 変更認可年月日 | 平成15年4月24日 |

公

告

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成15年5月6日

北海道知事 高橋 はるみ

1 業務概要

- (1) 業務名 緊急地域雇用創出特別対策推進事業

高齢者が住みやすいまちづくり調査業務

- (2) 業務内容 北海道型の高齢者が住みやすいまちづくりに向け、モデル地区(3地区(予定))における高齢者に対応したハード面及びソフト面の支援システムの構築のための事業推進方策等を検討するため、委託調査・研究を実施するものである。

ア 検討組織の設置及び運営

モデル地区ごとに、地元市町村担当者との協力による学識経験者、住民、地元関係団体等をメンバーとした協議会組織を設置及び運営

イ 現況、課題及び住民ニーズの調査及び整理

モデル地区において、居住者属性、都市基盤現況、交通環境、生活利便機能(公共施設、商業施設等)等における地区現況についての定性的・定量的な課題整理及び高齢者の利用や高齢者を支援する視点からの課題整理や、高齢者の生活支援に対する地区住民の意向の把握と課題の整理

ウ 高齢者支援に係わる住民参加活動の現状、可能性の調査及び整理

モデル地区における高齢者の在宅生活支援に寄与する地元の住民組織(町内会、NPO組織、民間企業等)の活動状況や、高齢者の在宅生活支援に寄与すると期待される地元組織の状況についての調査

- エ 高齢者が住みやすいまちづくりに向けた取組方針、推進事業及び推進体制等の検討
モデル地区の現況、課題及びニーズ等を踏まえ、高齢者の在宅生活を支えるための地区独自の支援システムや市街地整備等における個性的な取組方針と具体的な推進事業の内容、推進体制及びスケジュールを検討

オ 報告書の作成

- (3) 履行期限 平成16年2月27日(金)

2 参加要件及び選定基準

(1) 参加要件

- ア 平成15年5月1日の直前の納期限までの道税を滞納していない法人であること。
イ 道内法人又は道内に営業拠点を有する法人であること。
ウ 高齢者が住みやすいまちづくりに関する調査及び分析等の能力を有していること。
エ 消費税相当額を控除した総事業費に占める人件費の割合がおおむね80パーセント以上確保でき、かつ、事業に従事する全労働者数に占める新規雇用の失業者数の割合が

おおむね75パーセント以上であること又は消費税相当額を控除した総事業費に占める人件費の割合が、おおむね70パーセント以上確保でき、かつ、事業に従事する全労働者数に占める新規雇用の失業者数の割合が、おおむね85パーセント以上であること。

オ 新規雇用者の1人平均の実労働日数（計画）が、45日以上あること。

(2) 選定基準

ア 業務遂行能力

実施体制及び業務実施スケジュールが妥当であること。

イ 雇用計画への適合性

緊急地域雇用創出特別対策推進事業の諸条件に適合していること。

ウ 対象地区の現状把握、課題整理及び取組方針検討の進め方

(ア) 調査方法等が妥当であること。

(イ) 調査内容及び項目が妥当であること。

(ウ) 取りまとめに当たっての視点が妥当であること。

エ 地元検討組織の運営手法

(ア) 検討組織設立に当たっての考え方が妥当であること。

(イ) 検討組織における検討手法が妥当であること。

オ 高齢者支援における協働の考え方

住民、企業及び自治体等の協働（役割分担や連携のあり方など）による高齢者支援の考え方が妥当であること。

カ 事業立案の想定内容

具体的な事業立案に向けた視点及び方法が妥当であること。

3 手続等

(1) 担当部局

郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総合企画部政策室参事

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 322

ファクシミリ 011 - 232 - 6313

メールアドレス toda.naruyoshi@pref.hokkaido.jp

(2) 説明書等の交付期間及び場所

ア 交付期間 平成15年5月6日（火）から12日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで）

イ 交付場所 (1)に同じ。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 平成15年5月12日（月）午後5時まで（必着）

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参、ファクシミリ、電子メール又は郵送（書留郵便に限る。）

(4) プロポーザルの提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 平成15年5月27日（火）午後5時まで（必着）

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(4) プロポーザルに関する説明

提出されたプロポーザルの内容についてヒアリングを行う。

(5) その他留意事項

詳細は、プロポーザル説明書によること。

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、次の講習会を管理理容師の資格認定講習会として指定した。

平成15年5月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- | | |
|----------|--|
| 1 講習会の名称 | 管理理容師資格認定講習会 |
| 2 主催者 | 財団法人理容師美容師試験研修センター |
| 3 開催地 | 札幌市 |
| 4 講習期間 | 平成15年9月9日（火）から11日（木）までの3日間 |
| 5 申込先 | 財団法人理容師美容師試験研修センター北海道支部
札幌市中央区北4条西12丁目1-1 北海道労働福祉会館4階 |
| 6 申込受付期間 | 平成15年7月1日（火）から15日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。） |

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、次の講習会を管理美容師の資格認定講習会として指定した。

平成15年5月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- | | |
|----------|--------------|
| 1 講習会の名称 | 管理美容師資格認定講習会 |
|----------|--------------|

- 2 主 催 者 財団法人理容師美容師試験研修センター
- 3 開 催 地 札幌市
- 4 講 習 期 間 平成15年10月7日(火)から9日(木)までの3日間
- 5 申 込 先 財団法人理容師美容師試験研修センター北海道支部
札幌市中央区北4条西12丁目1-1 北海道労働福祉会館4階
又は
北海道美容業生活衛生同業組合
札幌市中央区南2条西20丁目 北海道理容美容センター2階
- 6 申込受付期間 平成15年8月11日(月)から25日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師の研修及び業務従事者の講習を次のとおり指定した。

平成15年5月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 研修及び講習の名称 クリーニング師研修及び業務従事者講習
- 2 主 催 者 財団法人全国生活衛生営業指導センター
- 3 研修及び講習の開催年月日及び開催地
平成15年6月15日 函 館 市(研修・講習)
同 8月24日 苫小牧市(研修・講習)
同 9月28日 帯 広 市(研修・講習)
同 11月16日 札 幌 市(研修・講習)
- 4 受 講 料
(1) クリーニング師の研修 1人 5,000円
(2) 業務従事者の講習 1人 4,500円
- 5 申 込 先 財団法人北海道生活衛生営業指導センター
(札幌市中央区北1条西2丁目)

支 庁 告 示

北海道十勝支庁告示第11号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年5月6日

北海道十勝支庁長 尾 山 篤 治

- 1 資格及び調達をする役務の種類
平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は(3)に定めるものとする。
(1) 契 約 平成15年5月6日に一般競争入札の告示を行う「十勝管内鳥獣保護区野生鳥獣生息状況基礎調査事業」業務委託
(2) 資 格 「十勝管内鳥獣保護区野生鳥獣生息状況基礎調査事業」業務委託に関する資格(以下「資格」という。)
(3) 役 務 の 種 類 「十勝管内鳥獣保護区野生鳥獣生息状況基礎調査事業」の鳥獣保護区内の鳥獣に関する情報収集及び資料整理に係る業務
- 2 資 格 要 件
次のいずれにも該当すること
(1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(4) 平成15年5月6日の直前の納期限までの道税を滞納している者でないこと。
(5) 過去5年間に於いて国又は地方公共団体より自然環境に関連する調査業務を受託した実績があること。
- 3 資格審査の申請の時期及び方法
(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成15年5月6日から16日までの間にしなければならない。
(2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
ア 提出先の名称 北海道十勝支庁地域政策部環境生活課
イ 提出先の住所 郵便番号 080-8588 北海道帯広市東3条南3丁目
- 4 資格審査の再申請
(1) 再申請の事由
資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により継承したもので、引き続き資格を得ようとする者は、資格審査の再申請を行うことができる。
(2) 再申請の方法
再申請しようとする者は、3の(2)の申請書類の提出先に、当該先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- 5 資格の有効期限及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期限

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

6 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道十勝支庁告示第12号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年5月6日

北海道十勝支庁長 尾 山 篤 治

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称及び数量

「十勝管内鳥獣保護区野生鳥獣生息状況基礎調査事業」業務委託 一式

(2) 委託業務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 契約の日から平成15年12月25日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道十勝支庁告示第11号に規定する北海道の資格を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格者の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年5月6日から16日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 北海道帯広市東3条南3丁目
北海道十勝支庁地域政策部環境生活課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁地域政策部環境生活課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道帯広市東3条南3丁目

北海道十勝支庁合同庁舎4階C会議室

(2) 入札日時 平成15年6月6日（金）午後1時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東3条南3丁目
北海道十勝支庁地域政策部環境生活課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付するとともに十勝支庁ホームページにも掲載する。

8 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書の作成の要否
要

11 その他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道十勝支庁地域政策部環境生活課
 イ 所 在 地 郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東3条南3丁目
 電話番号 0155 - 24 - 3111 内線 2977

- (4) この入札の執行は、公開する。
 (5) 詳細は、入札説明書による。

道教育庁実習船管理局告示

北海道教育庁実習船管理局告示第1号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年5月6日

北海道教育庁実習船管理局長 石 田 良 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
 実習船若竹丸第二種中間検査工事一式
 (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
 (3) 履 行 期 日 平成15年8月19日
 (4) 履 行 場 所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。
 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 (3) 総トン数700トン型船舶(鋼船)の修理の能力を持っていること。
 (4) 造船所内に乾ドックを有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年5月6日から20日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 北海道函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁実習船管理局

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁実習船管理局

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 郵便番号 041 - 8552 北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁実習船管理局研修室兼船員室(郵送による場合は、郵便番号 041 - 8552 北海道教育庁実習船管理局)

- (2) 入 札 日 時 平成15年6月20日 午前10時(郵送による場合は、必着)

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。))相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道函館市美原4丁目6番16号
 北海道教育庁実習船管理局

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に

道内水面漁場管理委員会
指 示

15内水指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、水産動物の保護を図るため、魚類の移植放流を次のとおり禁止する。

平成15年5月6日

北海道内水面漁場管理委員会会長 竹田正之

- 1 禁止区域 道内の全ての内水面
- 2 禁止期間 平成15年5月6日から10月31日まで
- 3 禁止する魚類 ブラウントラウト、カムルチー及びカワマス

相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 入札説明の日時及び場所

ア 日 時 平成15年6月2日 午前10時
イ 場 所 北海道函館市海岸町 函館港海岸町船溜岸壁 実習船若竹丸

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁実習船管理局
イ 所 在 地 郵便番号 041 - 8552 北海道函館市美原4丁目6番16号
北海道教育庁実習船管理局
電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 3324

(5) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- A . Nature and quantity of the services to be procured, Training Ship
WAKATAKE-MARU Repair Service 1 set
- B . Bid tendering Date and time : 10 : 00 A. M., June 20, 2003
- C . Contact point for notice : Management Division, Management Bureau for Training
Ships, Hokkaido Board of Education, 16-go, 6-ban, 4-chome, Mihara, Hakodate,
Hokkaido 041-8552 Japan
Phone : 0138-47-9000 Ext. 3324

道選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第57号

平成15年3月27日衆議院議員鉢呂吉雄氏の退職により、北海道第8区において衆議院小選挙区選出議員補欠選挙を行うべき事由が発生した。

平成15年5月6日

北海道選挙管理委員会委員長職務代理者 永井 信

